

# 高山村技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年10月策定

## 1 現状

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成22年4月1日現在)

| 区 分     | 高 山 村  |     |           |           | 民 間    |           |
|---------|--------|-----|-----------|-----------|--------|-----------|
|         | 平均年齢   | 職員数 | 平均給料月額    | 平均給与月額    | 平均年齢   | 平均給与月額    |
| 全 体     | 52.5 歳 | 4 人 | 313,534 円 | 317,359 円 | —      | — 円       |
| うち給食調理員 | 51.0 歳 | 2 人 | 302,850 円 | 309,500 円 | 41.6 歳 | 258,900 円 |
| うち用務員   | 54.0 歳 | 2 人 | 324,218 円 | 325,218 円 | 53.8 歳 | 213,600 円 |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成19年～21年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※「平均給与月額」とは、給料月額（基本給）と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当等すべての諸手当の額を合計したものです。

### (2) 年齢別職員数

(平成22年4月1日現在)

| 区 分   | 40歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
|       | 未満  | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上  |    |
| 給食調理員 |     |     |     | 1   | 1   |     |     | 2人 |
| 用 務 員 |     |     |     | 1   |     | 1   |     | 2人 |

### (3) その他給与に関する事項

#### ①給料表について

- ・行政職給料表（一）を適用（国家公務員行政俸給表（一）相当）
- ・6級制のうち3級までを適用

#### ②諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末勤勉手当、寒冷地手当をそれぞれ該当者に支給しています。

#### ③昇給の基準

毎年1月1日に4号給を標準として昇給（55歳以上の職員は、2号給の昇給）します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職の職員については、退職者不補充とし、臨時職員等を活用しています。

民間にできることは民間にとりという理念のもと、平成13年度に観光施設の管理運営について、民間へ管理委託することで技能労務職員の削減を図りました。また、今後更に技能労務職それぞれの業務の在り方、運営形態の検討を進め技能労務職員の削減に努めます。

給与については、国、県及び近隣市町村における同じ職種に従事する職員の給与等を考慮し、適正化に向けた取り組みを行います。

### **3 具体的な取組内容**

退職者不補充を継続し、新規採用を行わないことを原則とすることから、給食調理業務及び用務員業務について運営方法を検討し、非常勤・臨時職員での対応とするのか、完全民営化・一部民間委託を行うのか等の取り組みを積極的に進めます。